

規制の事前評価書要旨

| | |
|-------------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 |
| 規制の名称 | 進学・就職準備給付金の支給に伴う報告徴収等の改正 |
| 規制の区分 | 拡充 |
| 担当部局 | 社会・援護局保護課 |
| 評価実施時期 | 令和6年1月 |
| 規制の目的、内容及び必要性 | <p>① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、同給付金の対象者について、被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等に限る。)であって、安定した職業に確実に就くと見込まれる者等を追加することとした。同給付金の改正に伴い、進学準備給付金について設けていた規制について以下のように改正し、進学・就職準備給付金についても、同規制を適用させることとした。</p> <p>(1)給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者やその雇主(被保護者を雇用しようとする者を含む。)に対し、必要な事項の報告を求めることができること</p> <p>(2)不正に給付金を受給した場合は罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の適用対象とすること</p> <p>規制の改正を行わない場合は、給付金の支給に関し必要な事項等について被保護者等に対して報告を求めることができず、不正受給に対する罰則の適用ができないため、適正な給付金の支給を図ることができない。</p> <p>② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>(1)給付金の支給に関し必要な事項について、被保護者等からの届け出とし、正当な理由なく届け出を行わない者に対しては、進学・就職準備給付金の支給を行わないことが非規制案として考えられる。この場合、例えば被保護者等に対して報告についての裏付けとなるために、必要な調査を行うことができず、進学・就職準備給付金の不適正な支給が生じることにより、行政費用が増大されるおそれがある。</p> <p>(2)不正に給付金を受給した場合に罰則を科さず、給付金を不当利得として返還させることが代替案として考えられる。この場合、不正利得の徴収の規定のみで適正な給付金の支給を担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でなく、不要な支出が生じ、社会的費用がかえって増大するおそれがある。これらのことから、改正案の方が適切と考える。</p> |
| 直接的な費用の把握 | 進学・就職準備給付金の支給対象となる生活保護受給者やその雇主(被保護者を雇用しようとする者を含む。)は当該給付金の支給に関し必要な事項について、支給する機関から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や、当該給付金を不正受給した場合は、罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなる。 |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 給付金の支給に関し必要な報告を求めること等により、給付金の支給の適正な実施が図られ、不正受給の防止につながり、適正な給付金の支給を確保することができる。 |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | 給付金を支給する制度の改正に伴う改正であり、影響は当該給付金の支給事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。 |
| 費用と効果(便益)の把握 | 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われているものであることから、国民の信頼が得られる公正な運用が行われることが重要である。被保護者等に罰則が適用される可能性はあるが、給付金の適正な支給の確保が被保護者等に課す負担を大きく上回る。 |
| 代替案との比較 | 給付金を支給する制度の改正に伴う規制であり、対象や手法等にオプションを想定しうる規制ではないため代替案は想定されない。 |
| その他の関連事項 | 特になし |
| 事後評価の実施時期等 | 法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。 |